

議案第 8 号

君津市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

君津市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

職員の定数を見直すとともに、育児休業者等を定数外とするため、君津市職員定数条例（昭和 4 5 年君津市条例第 1 0 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市職員定数条例の一部を改正する条例

君津市職員定数条例（昭和４５年君津市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１条中「並びに教育委員会」を「、教育委員会」に改め、「及び企業職の職員」を削る。

第２条第１項第２号中「６３０人」を「６６０人」に改め、同項第５号中「１７０人」を「１３０人」に改め、同項第８号を削り、同条第２項を削る。

第３条の次に次の１条を加える。

（定数外）

第４条 次に掲げる職員は、第２条に規定する職員の定数の外にあるものとする。

- （１）休職とされた職員
- （２）自己啓発等休業をしている職員
- （３）配偶者同行休業をしている職員
- （４）育児休業をしている職員
- （５）併任の職員（地方自治法第２５２条の１７第１項（同法第２９２条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体から派遣された職員を除く。）

２ 前項第１号から第４号までの職員の復職により第２条の定数を超えた場合には、一時その現在数をもって定数とする。

附 則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

君津市職員定数条例新旧対照表

改正案	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会、<u>教育委員会</u>の所管に属する学校及び学校以外の教育機関並びに消防機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）<u> </u>の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 市長の事務部局の職員 <u>660人</u> (3) ～(4) 省略 (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>130人</u> (学校及び学校以外の教育機関の職員を含む。) (6) ～(7) 省略 <u>(定数外)</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条及び第31条第3項、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第26条第2項並びに消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第2項の規定に基づき、議会、市長、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会<u>並びに教育委員会</u>の所管に属する学校及び学校以外の教育機関並びに消防機関に勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）<u>及び企業職の職員</u>の定数に関し必要な事項を定めるものとする。 (職員の定数) 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1) 省略 (2) 市長の事務部局の職員 <u>630人</u> (3) ～(4) 省略 (5) 教育委員会の事務局の職員 <u>170人</u> (学校及び学校以外の教育機関の職員を含む。) (6) ～(7) 省略 <u>(8) 企業職の職員 26人</u> <u>2 併任の場合の職員は、前項の定数の外とすることができる。</u>

第4条 次に掲げる職員は、第2条に規定する職員の定数の外にあるものとする。

(1) 休職とされた職員

(2) 自己啓発等休業をしている職員

(3) 配偶者同行休業をしている職員

(4) 育児休業をしている職員

(5) 併任の職員（地方自治法第252条の17第1項（同法第292条において準用する場合を含む。）の規定により他の地方公共団体から派遣された職員を除く。）

2 前項第1号から第4号までの職員の復職により第2条の定数を超えた場合には、一時その現在数をもって定数とする。